

## 船舶インシデント調査報告書

平成28年8月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成27年10月16日 10時00分ごろ
発生場所	北海道釧路市釧路港南方沖 釧路埼灯台から真方位193°70海里付近 (概位 北緯41°50.0′ 東経144°01.0′)
インシデントの概要	漁船 <sup>ジェイエフ</sup> JF第六十三 <sup>みたけ</sup> 御嶽丸は、さんま棒受網漁の操業中、主機が運転できなくなって運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成28年3月3日、調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 JF第六十三御嶽丸、19トン MG2-6367（漁船登録番号）、宮城県北部施設保有漁業協同組合
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、船長ほか5人が乗り組み、釧路港南方沖の漁場においてさんま棒受網漁の操業中、主機が異音を発するとともに煙突から黒煙を噴出したので、機関整備業者に連絡したところ、主機の停止を指示され、僚船にえい航されて釧路港に帰港した。 主機は、本インシデント後、機関整備業者が開放点検を行ったところ、1番シリンダの吸気弁が、経年使用により弁ガイドと弁棒部の隙間が拡大しており、開弁した状態でこう着して弁傘部がピストン頂部にたたかれ、弁傘部及びピストン頂部が割損したことが判明し、修理された。
分析	本船は、釧路港南方沖の漁場において操業中、主機1番シリンダの吸気弁が、弁ガイドと弁棒部の隙間が拡大し、燃焼ガスが吹き抜けるなどして開弁した状態でこう着したことから、ピストン頂部にたたかれて弁傘部及びピストン頂部が割損し、主機の運転ができなくなったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、釧路港南方沖の漁場において操業中、主機1番シリンダの吸気弁が、弁ガイドと弁棒部の隙間が拡大し、燃焼ガスが吹き抜けるなどして開弁した状態でこう着したため、ピストン頂部にたたかれて弁傘部及びピストン頂部が割損し、主機の運転が

	できなくなったことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・主機は、機関取扱説明書に従い、機関整備業者に依頼するなどして定期的にピストン抜き出し整備及びシリンダヘッド付諸弁の開放整備を実施し、必要に応じて吸気弁、排気弁等を交換すること。</li></ul>